

第 205 号

金 田 町 報

発行所 金田町教育委員会

編集兼 福 高 芳 雄
発行人

印刷所 栗 林 印 刷 所

電話 (09474) ② 0506番

金田町人の動き

(12月1日現在)

世帯数	2,768		
人口	9,559		
男	4,691	女	4,868
出生	9	死亡	4
転入	31	転出	37

かなだ

年頭の挨拶

金田町長 大 島 陸 雄



おかげをもちまして皆様方の深いご理解とご協力によりまして再建も順調に進捗いたしております。本年も又、町財政は昨年以上の困難が予想されますが、事業面においては、失業

対策事業と同和対策事業（国庫補助金を伴うもの）及び鉾害復旧事業、高見地区改良住宅等にしほり実施いたしたいと存じております。町民の皆さんには、財政力をお借りしますようお願いいたします。共に、皆様方の健康とご多幸を心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶といたします。

私共も一日も早い財政再建のために全精力を傾注して参る覚悟でございます。町民の皆さん、どうか本年も町政に對し倍旧のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。当分の間は財政再建計画によって労働事業、鉾害復旧事業、地域改善対策事業（五条適用のみ）、災害復旧事業等を除く町単独事業は抑制され、また住民福祉等についても今迄のよう行き届かないと思っておりますが、私共議会は町執行部ともども力を合せて一日も早い財政再建のために全力を傾注し努力する所存でございます。何卒皆様方におかれましては今後共町政に對し暖かいご理解とご協力の程をお願い申し上げます。ご多幸を心からお祈りいたしまして新年のごあいさついたします。

賀 正

あけましておめでとうございます。昭和57年も諸事多難のうちにあわただしく過ぎさり、ここに昭和58年の新春を迎へ、紙面をもって衷心より町民の皆様におよろこびを申し上げます。さて、昨年は財政再建につきまして、町民の皆様には一方ならぬ協力を賜わり誠に有難うございました。心から厚くお礼を申し上げます。

年頭のあいさつ

金田町議会議長

植 高 勇 太 郎



昭和五十八年の年頭にあたり町議会を代表して謹んで新年のごあいさつを申し上げます。皆様ご承知のごとく本町は極度の財政悪化に伴い、昭和五十六年度から赤字再建団体としてかつてない厳しい状況に陥りましたが、皆様方には多大のご理解とご協力をいただき現在順調に再建が進め

られております。これも一重に皆様方のご協力の賜ものであり心からお礼を申し上げます。当分の間は財政再建計画によって労働事業、鉾害復旧事業、地域改善対策事業（五条適用のみ）、災害復旧事業等を除く町単独事業は抑制され、また住民福祉等についても今迄のよう行き届かないと思っておりますが、私共議会は町執行部ともども力を合せて一日も早い財政再建のために全力を傾注し努力する所存でございます。何卒皆様方におかれましては今後共町政に對し暖かいご理解とご協力の程をお願い申し上げます。ご多幸を心からお祈りいたしまして新年のごあいさついたします。

国土調査にご協力

(16)

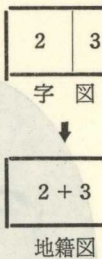
振興課 国土調査係

一、登記所送付について
 国土調査の成果が認定された場合、地籍調査にあっては当該調査に係る土地の登記の事務を掌る登記所に当該成果（地籍図及び地籍簿）の写を送付しますが、この場合登記所は政令の定めるところにより、右の送付に係る成果に基づいて、土地の表示に関する登記及び所有権の登記名義人の表示の変更の登記をしなければならぬと規定されています。

すなわち、登記官は、国土調査法二〇条一項の規定により地籍簿の送付を受けた場合において、

①地籍簿に記載された土地が登記されていない
 ②登記簿における土地、表題部に記載された所有者若しくは所有権の登記名義人の表示が地籍簿の記載と一致しない
 とときは、地籍簿に基づいて土地の表示に関する登記又は所有権の登記名義人の表示の変更の登記をしなければならぬとされ、地籍簿調査の結果を登記簿にまで反映させ、その整合性を図ることによって、いわゆる地籍の明確化が図られているといえます。

表題部の上部欄外に、例えば「調筆界未定」の旨を注意書きしておくようになっています。又、地籍図内においても明示するように二番と三番の土地が筆界未定の場合、境界が明確になつていませんので、後年所有者双方で多額の費用を負担し、境界線を記入しな



昭和58年度金田町建設工事参加資格審査申請書提出期日について（お知らせ）

金田町役場 土木鉱害課

金田町が発注する昭和58年度工事の指名参加を要望される方は、町が定めた期日までに関係書類を整備して提出して下さい。

尚、期日までに提出されない場合は一年間金田町の指名が受けられませんので御留意願います。

金田町役場 土木鉱害課

- ①提出期間 昭和58年1月4日より 3月31日まで
- ②書式 建設省統一様式
- ③添付書類
 - 一、町税完納証明
 - 一、国民健康保険完納証明
 - 一、住宅新築資金等貸付資金完納証明
 - 一、水道料金完納証明



その一杯 断わる勇氣が 事故を断つ

健康で情操豊かな社会を築き 青少年の非行をなくそう!!

— 家庭の働き・家庭の役割 —

金田町教育委員会

最近の青少年をとりまく社会環境は、必ずしも健全とはいえません。テレビラジオ、雑誌の低俗化、不良出版物、いかにわしい立看板などがはんらんしてあり、また一方大人の不健全な娯楽の影響も見るがせません。このような生活環境の中で、青少年の健全な育成を図っていくためには、学校・家庭・地域社会が一体となって真剣に取り組んでいくことが必要です。中でも家庭のもつ役割は、特に重要で、そこで今一度、わが家をふりかえり、家庭教育を見直してみましょ。

家庭は暖かく居心地のよい場であればなりません。

家庭の暖かさは、家庭の平和にあります。

家族全員のうちとけた暖かい思いやり、きびしさ、心の交流が大切です。

青少年の非行化への兆候を最も早く発見できる立場にあるのは、青少年と最も身近かにあって接触をもつ両親

親です。従って、両親は、自分の子供の言動に充分の注意を払うとともに、学校ともよく連絡をとってつけていくことが大切です。

青少年の非行化につながる兆候

- 1、急に勉強の意欲がなくなる。
- 2、金銭の浪費が目立ち、小遣いを多く要求するようになる。
- 3、親が買って与えたはず

すばらしい親三十項目

金田町教育委員会

- 1、言うべきときに、びしっと子どもに言えるお父さん
- 2、ここぞというときに、愛の鞭をふるえるお父さん
- 3、「しつけは女のしごと」と、奥さんに責任を負わせないお父さん
- 4、子どもの前で、お父さをほめるお母さん
- 5、子どもの悪いことを、かかさずにお父さんに相談するお母さん
- 6、おばあちゃんやおじいちゃんに、子どもの養育をまかせないお母さん
- 7、ほかの兄弟（姉妹）と比較して、「あなたはだめね」と、言わないお母さん
- 8、なんでも子どもをかばおとしめない親
- 9、子どもに仕事（家庭内での役割）を与えて、きちんとやらせている親
- 10、なにごとにも学校まかせしない親
- 11、金や物で、子どもに言うことをきかせようとしない親
- 12、子どもの前で、学校や先生の悪口を言わない親
- 13、休日でも朝おそくまで
- 14、寝ていることを許さない親
- 15、子どもの小遣いの使い方を、きちんと指導できる親
- 16、子どもが毎日きちんと朝食をとらせる親
- 17、子どものテレビ視聴をコントロール（制御）できる親
- 18、子どもがパーマやマユ毛の強い指導ができる親
- 19、子どもがタバコやシンナーを吸っているのを知ったとき、断固としてやめさせることができる親
- 20、子どもが自分の部屋に居さえすれば勉強していると思いきまぬ親
- 21、子どもの親しい友だちの名前を知っている親
- 22、子どもが「勉強する」と言っても外泊しようとしたら、友だちを家に泊めようとするのを許さない親
- 23、良くないことを「みんなもやってる」と逃げようとしても叱れる親
- 24、外から出入りが自由にできる部屋をつくらない親
- 25、子ども部屋に、いつても自由にはいれる親
- 26、鍵のかかる子ども部屋をつくらない親
- 27、電話を頻りにかけたりかかってきたりするようにならたら、おかしいと思う親
- 28、電話の内容を子どもが何でも話して、それを知っている親
- 29、夫婦共稼ぎでも、子ども

十二月詠草

公民館短歌教室

友清 隆雄
 さわさわと秋の風立ち青
 桐の反す葉裏に夕光の牙
 に身体動かさず

山口 倭子
 ひと日かけ採り来しといふ
 山菜を 卓に並べて友
 は待ちくれし

岡野富司生
 母と子が並びて夏の草を
 とる PTA作業に交り
 ゆく校庭

小野とめ子
 夜店にてもとめし金魚に
 お正月は 又来るからと
 孫の言ひをり

久保 恵子
 直ひたる義父に手を添へ
 竹細工 握らせぬ秋の雨
 降る午后を

福田 昌
 硝子ごしに対面したる初
 孫の その面差はわれに
 似てあつ

室 トヨ
 押入にしまひをきるし若
 き日の 緋の野良着を肩
 屋に払ふ

阿部 重宏
 賀状のみ交はして過ぎし
 四十年 わが禿頭を君は
 知れるや

窪田 房子
 ひんやりと朝の風吹く山
 の手の 夫の奥津城に詣
 できにけり

藤林 俊信
 若者に混じりて興ずるソ
 フトボール 思ひしほど
 に身体動かさず

菊池 一枝
 ゆつくりと食事をせよと
 子等は言ふ 十七人を育
 て来し吾に

千手佐起子
 いささかのやつれを見せ
 る手術する 夫は寝合用
 エレベーターに乗る

藤本 唯彦
 ほの暗き土間にかがまり
 旅に出づる 父の古びし
 靴みがきをり

高木美代子
 ひと夏を涼しく聞きし風
 鈴を 茶花の籠と共に仕
 舞ひぬ

田代 総
 飛ぶ力の鈍くなりたる大
 蠅が 日向の障子に翅や
 すめをり

福原 照子
 台風に剥がれ散らばりし
 波板を 幾日もかけ寄せ
 集めたり

中村 繁生
 幾らかは気分明るくなら
 むかと 新車買替への話
 にのれり

井手元智恵子
 紅葉や杉の木立をくぐり
 ぬけ 日暮に辿る山茶花
 の宿

昭和五十八年度 日中友好「福岡県青年の船」 団員募集

金田町教育委員会

「目的」
 中華人民共和国の事情参観や、現地青年との交歓を通じ日中両国の相互理解と信頼を深め、祈修及び団体生活を通じて心身の鍛練を図り、ひいては国際的視野を持ち郷土発展のために努力する健全な福岡県を育成する事を目的とする。

「事業のあらまし」

- 一、使用船 商船三井客船「つば丸」
- 二、日程 昭和五十八年五月十七日（火）から五月三十日（月）までの十四日間
- 三、活動
 - ア、船内研修
 - イ、中国語講座
 - ロ、中国事情係別研修、(ウ)クラブ活動、レクリエーション、(エ)体育、(オ)その他
- イ、訪問地活動
- ロ、訪問地における参観及び中国青年との交歓
- ハ、事前、事後研修予定

研修名	日 時	場 所
第1次総合事前研修	3月4日(金)	福岡市内
第2次総合事前研修	4月6日(水)~9日(土)	英彦山青年の家
第3次総合事前研修	4月22日(金)	福岡市内
結 団 式	5月9日(月)	福岡市内
総合事後研修	9月下旬(1泊2日)	英彦山青年の家

三、参加者の経費負担等
 参加費八万円及び旅券・入国査証に伴う経費・事前、事後研修の参加費用・旅行傷害保険料等

※「青年の船」事業実施へ事前、事後研修を含む」中に生じた負傷疾病等に伴う経費は、個人負担

四、資格
 ア、国籍、年齢
 日本国籍を有し、昭和五十八年一月一日現在、満二十才以上二十八才未満（昭和三十年一月二日から昭和三十一年一月一日までに出生）の男女（未婚者が望ましい）

イ、県内居住期間
 昭和五十八年一月一日現在、県内に居住し、なお引き続き居住しようとするもの

ウ、社会への貢献
 地域、職場又は青少年団体等において、現に青少年活動を行っている者又は帰国後活動が期待できる者

エ、心身の状況
 協調性に富み、主催者の計画に従って規律ある旅行及び団体生活ができることにも、かなりのハードスケジュールにも耐え得る心身とも健康な者

オ、欠格条件
 一、過去に同種の海外渡航の経験がある者及び近い将来において同種の海外渡航をすることが確実である者

二、大学（短期大学を含む）、高等専門学校又は高等学校に在学中の者。ただし、大学の夜間の学部若しくは高等学校の定時制又は通信制課程を除く。

五、募集期間
 昭和五十七年十二月二十日から昭和五十八年一月十四日までとする（期日厳守）

六、申込先
 金田町教育委員会社会教育課 電話②二〇〇番

年末年始の交通安全県民運動

総務課

年末年始は飲酒する機会が多くなるとともに、交通がふくそうし、気ぜわしさも加って、交通事故の多発が予想されるので、粗暴運転めいわく交通を追放し、県民のすべてに正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図ること目的として、年末年始の交通安全県民運動を十二月十一日（土）から一月十日（月）まで実施致します。今回は特に、次の四点を重点目標として御協力をお願いすることにしました。

- ◎歩行者、特に子供と老人の交通事故防止
- ◎粗暴運転、特に飲酒運転の追放
- ◎二輪車、自転車の安全利用の促進
- ◎シートベルト着用の推進

「交通事故は茶の間から」

タコあげは電線のな



十八年一月一日現在、満二十才以上二十八才未満（昭和三十年一月二日から昭和三十一年一月一日までに出生）の男女（未婚者が望ましい）

イ、県内居住期間
 昭和五十八年一月一日現在、県内に居住し、なお引き続き居住しようとするもの

ウ、社会への貢献
 地域、職場又は青少年団体等において、現に青少年活動を行っている者又は帰国後活動が期待できる者

エ、心身の状況
 協調性に富み、主催者の計画に従って規律ある旅行及び団体生活ができることにも、かなりのハードスケジュールにも耐え得る心身とも健康な者

オ、欠格条件
 一、過去に同種の海外渡航の経験がある者及び近い将来において同種の海外渡航をすることが確実である者

二、大学（短期大学を含む）、高等専門学校又は高等学校に在学中の者。ただし、大学の夜間の学部若しくは高等学校の定時制又は通信制課程を除く。

五、募集期間
 昭和五十七年十二月二十日から昭和五十八年一月十四日までとする（期日厳守）

六、申込先
 金田町教育委員会社会教育課 電話②二〇〇番



お知らせ

「公給領収証を受け取りましょう」

料理飲食等消費税とは、皆様方が、料理店、バー、キャバレー、飲食店、旅館などを利用された場合に、その利用料金の10%が税金となり、料理と併せて請求される税です。

また、仕出し屋、料理店、飲食店等から家庭や公民館などに届けた場合にも同じように課税されることになっております。

なお、旅館では一人一泊二食四〇〇〇円(昭和58年一月一日から五〇〇〇円)以下・飲食店(仕出し・出

料、税金等消費税とは、皆様方が、料理店、バー、キャバレー、飲食店、旅館などを利用された場合に、その利用料金の10%が税金となり、料理と併せて請求される税です。

また、仕出し屋、料理店、飲食店等から家庭や公民館などに届けた場合にも同じように課税されることになっております。

なお、旅館では一人一泊二食四〇〇〇円(昭和58年一月一日から五〇〇〇円)以下・飲食店(仕出し・出

金田町商工会よりのお知らせ

国民金融公庫の進学ローン

利用できる方：高校、高専、大学などに進学する方の父兄で、勤務者は年間の総収入が、六〇〇万円事業者は年間間の課税所得金額が、四四〇万円までの方。

使いみち：進学に際し必要な資金

融資額：一、進学者あたり五〇万円まで

前を含む)などは一人二〇〇〇円(昭和58年1月1日から二五〇〇円)以下の料金には税はつきませんが、料理店、バー、キャバレーなどは、すべて税がつきま

税がついた場合、経営者は皆様方に公給領収証をお渡しすることになっていくので、必ず受け取りお確かめください。

詳細については、田川財務事務所課課〇九四七四〇八一・一・内線三四番へおたずねください。

ご相談先：国民金融公庫北九州支店又は、金田町商工会

老人の医療はこうなります!!

住民課 福祉係

昭和58年2月1日から、70才以上(寝たきり老人の場合は、65才以上)の人が病気でケガをしたときの療養は、老人保健制度から行われ、後日回覧等でお知らせ致します。

昭和58年2月1日から、70才以上(寝たきり老人の場合は、65才以上)の人が病気でケガをしたときの療養は、老人保健制度から行われ、後日回覧等でお知らせ致します。

国民年金のお知らせ

金田町役場 住民課 福祉係 国民年金

一、国民年金の保険料は所得から控除されます。あなたが、昭和57年の1年間に納められた国民年金の保険料は、年末調整や確定申告の際申告されます。その額が「社会保険料」として、所得額から金額控除され課税の対象になりません。

配偶者や生計を同じくする扶養親族の保険料についても、あなたの所得から控除されます。

二、国民年金保険料の納め忘れはありますか。

燃えないゴミの適正処理にご協力

下田川清掃センターゴミ処理場

理場(福祉センター下の埋立地)は、下田川四カ町の共有処理場ですが、近年処理量が急速に増大し、埋立終了の予定年数が当初の計画より大巾に短縮される見

通しになりました。この処理場は、下田川四ヶ町の唯一の処理場でありこれが無くなるとゴミの処理が出来なくなるので一年でも長く使えるよう、皆さんのご協力をお願い致します。

住民課衛生係

精神障害者の家族へ

精神医療も昔と違って今では大きく変わりつつありますが、社会の偏見は容易に解消しません。

病人の治療と社会復帰への対策が進められています。田川地域では田川保健所の後援のもとに病人の為に悩んだり苦しんでいる家族がお互いに助け合っている家族困った問題を少しでも解決して行こうという家族の会「わかば会」が発足しました。対象 精神障害者をかかえている方はどなたでも研修 精神障害者にどのよう

還付申告は、正しく、お早めに取り

銀行振込みで

今年も確定申告の時期が近づきました。

ところで、サラリーマンの方は、勤務先で年末調整を済ませるとほとんどの方は確定申告をしなくてもよい仕組みになっています。多額の医療費を支払ったり、住宅を新築や購入した方などについては、特別の控除があります。確定申告をすれば、すでに源泉徴収された税金が返ってくる場合があります。還付申告は、昭和五十八年一月から受付けます。申告書が集中して提出された場合は、一ヶ月以上かかることもありますが、あらかじめおたずねください。

確定申告書は、正しく、記載例などを参考に、御自分で記入して提出してください。

なお、還付金はすべて銀行(農協・信金を含む)振込みで受け取ることが出来ますので是非便利で安全なこの方法をご利用されるようお願い致します。

また、申告のことでお分りになりましたら、最寄りの税務署にお気軽にご相談ください。

「共同募金」のお礼を申し上げます。

金田町社会福祉協議会

会長 藤川 義臣

昨年十月一日より、「やさしさを隣人に」というテーマのもとに共同募金活動

を行って来ましたが、十二月十日現在で、みなさまの御協力により、一、二〇万円の募金が集まっております。これに共同募金の主旨に御理解いただいたものであり、感謝致しております。

私共もこの募金を地域の福祉を高めるために費したいと考えております。終りに募金活動に御協力戴きました町民の方々、又、各種団体の皆様は、心より御礼申し上げます。

ありがとうございます

ごさいました

相部 孝子殿
高尾 春雄殿

右の方より香典返しとして御寄附いただきました。有意義に使用させていただきます。

金田町老人クラブ連合会
会長 辰島 宗一

社会福祉協議会へ

吉田多喜男 殿
猪飼 タミ 殿
林 省吾 殿
大久保秀男 殿
山科トシエ 殿
相部 孝子 殿
柴田 秀勝 殿

(チャリティーショー)
和田組
村長 和田 玉吉 殿
右の方から香典返し及びチャリティーショーとして御寄付をいただきましたので、有意義に使用させていただきます。